

別紙

諮問第1669号

答 申

1 審査会の結論

本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和4年6月14日付けで行った別表2に掲げる決定（以下「本件各決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、審議非公開で行われた東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会（以下「本件各部会」という。）に係るもので、別表3の非開示理由に記載のとおり、審議の具体的内容が公になれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため条例7条5号に該当し、また、審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、本件各部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、実施機関における本件各部会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例7条6号に該当するとして、本件各決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和4年12月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月7日に実施機関から理由説明書を収受し、同年6月30日（第239回第二部会）から同年7月28日（第240回第二部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア 審議会における専門部会について

審議会は、条例39条により、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるために設置された東京都知事の附属機関であり、ほかに個人情報の保護等に係る事項についても審議等を行うことができるものとされている。

審議会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う制度の運用及び開示請求における権利濫用に関する基準の策定について意見を述べるに当たり、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めた東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成11年東京都規則第232号。以下単に「規則」という。）に基づき、令和3年1月15日に専門部会である本件各部会の設置を決定し、個人情報保護法対応部会は同年7月20日、同年10月18日及び令和4年4月11日の計3回、権利濫用基準検討部会は令和3年7月19日及び同年11月15日の計2回開催している。

規則9条により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとされていることから、本件各部会においては、各回の冒頭において部会長が部会に諮って会議を非公開とする旨決定の上、開催されている。

### イ 本件各開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件各開示請求に対して別表2のとおり本件対象公文書1から10までを特定し、このうち別表3に掲げる非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）1から5までを非開示とする本件各決定を行った。

### ウ 本件各決定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1から3までは、本件対象公文書1から

4までに記載された資料及び参考資料の名称、本件非開示情報4は、本件対象公文書5に該当する配布資料一式、そして、本件非開示情報5は、本件対象公文書6から10までに記載された議事内容の一部であることが確認された。

審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件対象公文書は、非公開で行われた本件各部に係るものであり、各委員は、その審議内容が公開されないことを前提として参加し発言を行っており、本件非開示情報は、これが公になると、実施機関に対する各委員の信頼が失われ、自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれ、また、今後の同種の会議開催に係る委員の対応にも影響を及ぼすものであるとのことであった。

審査会が検討したところ、本件対象公文書は、本件各部の次第、配布資料及び速記録であり、本件各部が各回の冒頭において会議を非公開とすることを決定の上開催されているため、各委員の信頼を損なうことのないよう、全てを非開示とする決定を行うことができるが、実施機関は、議事進行の実質的な審議に関する部分等を除き可能な限り開示する本件各決定を行っていることが認められる。

以上のことから、実施機関が本件各決定において非開示とした本件非開示情報1から5まではいずれも条例7条5号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求時に既に開示請求における権利の濫用についてのガイドラインが策定され、個人情報保護法改正への対応について審議会に報告されていることから、審議検討過程へ支障を及ぼすことはない旨主張するが、非公開とすることを決定して実施される会議は今後も開催されることが想定されるのであるから、審査請求人の主張は採用することができない。また、審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 開示請求

1	情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会の各会議の議題のわかるもの
2	情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会の各会議の配布資料
3	情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会の各会議の内容を記録したもの

別表2 決定

開示請求	決定	対象公文書
1	一部開示	1 東京都情報公開・個人情報保護審議会 第1回個人情報保護法対応部会次第
		2 東京都情報公開・個人情報保護審議会 第2回個人情報保護法対応部会次第
		3 東京都情報公開・個人情報保護審議会 第3回個人情報保護法対応部会次第
		4 東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会（第1回）式次第
2	非開示	5 情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会の各会議の配布資料
3	一部開示	6 第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録
		7 第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録
		8 （初校）第3回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録
		9 第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録
		10 第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録

別表3 非開示情報

対象公文書	非開示情報	非開示理由
1 2	1 資料、参考資料	東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会（以下「対応部会」という。）の審議は非公開とされており、その性質上、審議に関わる情報が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例7条5号） 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、対応部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、実施機関における審議会（対応部会）の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）

3	2	資料	東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会（以下「対応部会」という。）の審議は非公開とされており、その性質上、審議に関わる情報が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例7条5号） 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、対応部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、実施機関における審議会（対応部会）の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）
4	3	資料	東京都情報公開・個人情報保護審議会権利濫用基準検討部会（以下「検討部会」という。）の審議は非公開とされており、その性質上、審議に関わる情報が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例7条5号） 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、検討部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、実施機関における審議会（検討部会）の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）
5	4	（全て非開示）	東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会（以下「対応部会及び検討部会」という。）の審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例7条5号） 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料が公になった場合、対応部会及び検討部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、対応部会及び検討部会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）
6 7 8 9 10	5	議事内容の一部	東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会（以下「対応部会及び検討部会」という。）の審議は非公開とされており、審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例7条5号） 審議途中の未成熟な情報が断片的に公になった場合、対応部会及び検討部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、対応部会及び検討部会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）